

有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例

5. 「重要な契約等」の開示例

- ・ 投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント
- ・ 開示例

目次

○ 有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例

5.「重要な契約等」の開示例

(番号) 

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

[5-1](#)

開示例

日本ケミコン株式会社

[5-2](#)

株式会社平和

[5-3](#)

株式会社 G-7 ホールディングス

[5-4](#)

日本製鉄株式会社

[5-5～5-6](#)

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例等
経営上やガバナンス上の契約は多々ある中で、取締役会や経営陣が主導して、投資家の信頼獲得や理解向上に資する開示を積極的に進めるといふ視点を持ち、過去の開示の有無にとらわれずに、重要性のある契約を開示していくという姿勢が重要。	・日本製鉄(5-5)
法令上の開示の要請は、契約当事者間の合意による契約上の守秘義務に優先する。守秘性の高い情報等の詳細な開示まで求めるものではないが、投資家の投資判断や、投資家との建設的な対話に資する具体的な開示が求められる。	・日本ケミコン(5-2) ・平和(5-3) ・G-7HD(5-4) ・日本製鉄(5-5)
- 開示府令等により開示内容等が明確化された3つの類型*について開示すれば足るというものではなく、当該類型に該当しない契約や合意が重要な契約等に該当する場合には積極的に開示することが求められる。 * 3つの類型は下記のとおり ① 企業・株主間のガバナンスに関する合意 ② 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意 ③ ローン契約と社債に付される財務上の特約	・G-7HD(5-4)
重要な契約等と、事業等のリスクや経理の状況などの有価証券報告書の他の記載項目との連動性、関連性を意識した開示をすることが有用。	・平和(5-3) ・G-7HD(5-4) ・日本製鉄(5-5)
借入金等に付された財務上の特約の指標・基準値について、抵触する可能性が低いとしても、投資家が理解できる程度には具体的に開示することが望ましい。投資家は、情報が開示されなければ判断できないが、積極的な開示により、抵触する可能性が低いことを理解することができる。	・平和(5-3)

5【重要な契約等】※ 一部抜粋

（第三者割当による種類株式発行に係る出資契約）

当社は、当社の株主であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合（以下「本組合」という。）との間で出資契約書を締結しております。当該出資契約には、当社の役員について候補者を指名する権利を同組合が有する旨の合意や当社の株主総会または取締役会において決議すべき事項について同組合の事前の承諾を要する旨の合意が含まれております。なお、当社は、2023年10月10日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法により、本組合に対して総額100億円のA種種類株式及び総額50億円のB種種類株式を発行することを決議し、第三者割当増資に係る払込みは2023年12月27日に完了しております。A種種類株式及びB種種類株式（以下「本種類株式」と総称する。）の内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。

（1）契約の概要

契約締結日	相手先の名称	相手先の住所	合意の内容
2023年10月10日	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	・取締役指名権 本組合が当社の取締役（社外取締役）1名を指名する権利を有する旨を合意しております。ただし、本組合が所有するB種種類株式が合計3,000株以下となった場合は当該権利は消滅します。 ・事前承諾の合意 本組合の事前の書面による承諾のある場合を除き、当社は一定の重要な行為（注）を行うことができない旨を合意しております。ただし、本組合は、当社の判断を最大限尊重し、かかる承諾を不合理に拒絶、留保または遅延してはならないものとされています。また、本組合が所有するB種種類株式が合計3,000株以下となった場合は、かかる事前の承諾は不要となります。

（注）対象となる行為は次のとおりです。

- 1 定款その他の重要な内部規則の制定、変更又は廃止
- 2 株式、新株予約権、新株予約権付社債その他当社株式に転換可能な権利の発行又は処分
- 3 自己株式の取得、株式分割、株式併合又は資本金若しくは準備金の額の変更
- 4 剰余金の配当その他の剰余金の処分
- 5 執行役員の追加、変更又は減少
- 6 組織体制の変更
- 7 一定額以上の固定資産の取得又は売却等
- 8 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為
- 9 事業の全部又は重要な一部の譲渡、賃貸、委任、廃止又はその他の処分
- 10 第三者の事業の全部又は重要な一部の譲受け、賃貸又は受任
- 11 業務提携又は資本提携
- 12 新たな子会社の設立
- 13 第三者のグループ会社化を伴う当該第三者の株式若しくは持分の取得、又は一定額以上の第三者の株式若しくは持分の取得又は売却等
- 14 新規借入、又は既存の借入に係る条件の変更若しくは既存の借入の期限前返済
- 15 社債の発行
- 16 投機目的のデリバティブ取引
- 17 中期経営計画の変更、停止若しくは中止又は新たな中期経営計画の承認
- 18 一定額以上の費用支出を伴うことが見込まれる外部専門家の起用に係る契約の締結、変更又は更新
- 19 一定額以上の訴訟の提起等
- 20 解散
- 21 倒産処理手続開始の申立て
- 22 年度予算の承認、修正又は変更
- 23 その他株主総会の特別決議を要する行為

（2）合意の目的

当社は、2023年10月10日開催の当社取締役会において、資本性の資金調達を通じた資本増強を実施することにより、2014年より継続していたアルミ電解コンデンサ等の取引に関する競争法違反関連の事案についての対応により毀損した当社グループの連結純資産の回復を図りつつ、第10次中期経営計画（2023年度～2025年度）の各最重要施策（今後需要が高まることが予想される導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業等について新工場を建設し増産体制を構築すること等）を確実に実施するために必要な資金を確保することが必要不可欠との考えのもと、本組合への本種類株式の発行を通じた第三者割当増資による資金調達を行うことを決議しております。上記合意を含む本出資契約書は、当該第三者割当増資による本組合からの資金調達を実現する目的で締結したものであり、上記合意は、本組合が当社へ資金提供する前提として必要と考える当社へのモニタリングを可能とするものです。

（3）取締役会における検討状況その他の当社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社は、上記（2）記載の資金調達の検討にあたって、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を、また、フィナンシャル・アドバイザーとしてフロンティア・マネジメント株式会社をそれぞれ起用した上で、かかる資本性の資金調達に応じることができる外部投資家の選定プロセスを実施しました。その上で、当社にとって可能な限り有利な条件での資金調達の実現可能性を追求するべく、各金融投資家から提示された出資条件等について比較検討した結果、本組合の提案が出資総額、出資条件その他の内容を踏まえても、最も当社の資本・資金ニーズに合致した望ましい提案であると考えられたこと、また、本組合は当社のように多額の資本・資金ニーズのある上場会社に対して本種類株式と類似した種類株式の取得を通じた資金提供を実施した実績を豊富に有しており信頼に足る先であると考えられたことから、本組合との間で、資金調達に関する具体的な条件の協議を実施しました。当該協議においては、リーガル・アドバイザー及びフィナンシャル・アドバイザーからの助言を受けつつ、資金調達に係る経済条件に加えて本出資契約の合意内容についても、可能な限り当社にとって有利な条件となるよう本組合との間で交渉を実施しており、その結果、本組合との間で本出資契約について合意に至り、また、当社としては、本組合への種類株式の発行を通じた第三者割当増資による資金調達が、当社の資本・資金ニーズに合致した当該時点において当社が採り得る最善の選択肢であるとの判断に至ったため、2023年10月10日開催の当社取締役会において、本組合との間で本出資契約を締結した上で、第三者割当の方法により、本組合に対して本種類株式を発行することを決議いたしました。

（4）合意が当社の企業統治に及ぼす影響

本組合は、上記のとおり、本件と類似した種類株式による上場会社への投資実績及び過去の投資案件における投資先へのサポート実績があり、当社に対し目標の達成に必要なアドバイス及びガバナンス強化支援を提供し、当社の中長期的な企業価値を向上させるパートナーとして最適であると判断しております。

上記合意のうち取締役指名権に関する合意については、かかる当社へのガバナンス強化支援の一環として行われるものであり、また、指名対象は社外取締役1名と限定的であるため、当社の企業統治に及ぼす影響は軽微であると判断しております。また、上記合意のうち事前承諾の合意については、経営に対する一定の制約となりうるものの、本組合は、当社の判断を最大限尊重し、事前承諾を不合理に拒絶、留保または遅延してはならないとされていること、また、事前承諾事項に関する本組合との協議を通じて、当社の経営判断能力の強化やより適切かつ効率的な経営資源の管理の実現が期待できることから、やはり当社の企業統治に及ぼす影響は軽微であると判断しております。

（以下略）

好事例として着目したポイント

- ・役員候補者を指名する権利や株主総会または取締役会における決議事項についての事前承諾を要するなどの契約内容について、その概要を説明しており、合意の目的や意思決定に至る過程、合意が企業統治に及ぼす影響についても、それぞれ具体的に記載。

株式会社平和（1/1）有価証券報告書（2025年3月期） P21,28,69

5【重要な契約等】※ 一部抜粋

(シンジケートローン契約)

当社は、2024年12月18日開催の取締役会において、PJC Investments(株)（現(株)アコーディア・ゴルフホールディングス）の全株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で当該株式譲渡契約を締結しました。当該株式取得資金に充当するため、(株)三井住友銀行及び(株)みずほ銀行をアレンジャーとしたシンジケートローン契約を締結することを決議し、同日付で契約を締結いたしました。本契約の概要は以下のとおりであります。

借入先	(株)三井住友銀行及び(株)みずほ銀行
借入金額	510,000百万円
契約締結日	2024年12月18日
借入実行日	2025年1月31日
借入期間	7年
借入条件	基準金利＋スプレッド
返済方法	分割返済及び期日一括返済
担保	当社の連結子会社である(株)アコーディア・ゴルフホールディングス及びその連結子会社15社の株式等となります。
保証	当社の連結子会社である(株)オリンピア、(株)オリンピアエステート、パシフィックゴルフマネージメント(株)、PGMプロパティーズ(株)、(株)アコーディア・ゴルフホールディングス及びその連結子会社14社が連帯保証を行っております。
当事業年度末残高	510,000百万円

なお、本契約には財務制限条項が付されており、その詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結貸借対照表関係）※6 財務制限条項」に記載のとおりであります。

3【事業等のリスク】（中略）

(4) 財務リスク

遊技機事業におきましては、設備投資等追加的に資金が必要な場合、金融機関からの借入によって資金調達を行っております。ゴルフ事業におきましては、ゴルフ場の運転資金やM&Aを行うにあたって追加的な資金が必要な場合、金融機関からの借入によって資金調達を行っております。市中金利の低金利が長らく続いておりましたが日銀の政策変更によりマイナス金利が解除されるなど、金利は上昇局面をむかえております。今後、金融情勢等の変化により著しく上昇した場合には、借入利息の増加、リファイナンス条件の悪化、新規借入れ等の資金調達コストが増加する可能性があります。

また、当社は2025年1月31日付でPJC Investments(株)（現(株)アコーディア・ゴルフホールディングス）を子会社化しております。本株式取得にともない(株)三井住友銀行及び(株)みずほ銀行をアレンジャーとした510,000百万円のシンジケートローン契約を締結しております。その結果、2025年3月期の有利子負債残高は650,425百万円、有利子負債比率は266%と高水準となっております。

ゴルフ事業の主な借入金は、それぞれ財務制限条項が設定されております。設定された条項に抵触した場合、金融機関等との間で新たに合意がなされなければ、借入金の期日前返済義務の発生、債務保証の履行や担保に供しているゴルフ事業の一部の不動産に対して抵当権の設定、担保に供している株式に対して担保権の行使などが実行される可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

このため、当社グループは財務制限条項に抵触しないよう遊技機事業及びゴルフ事業を適宜モニタリングするとともにグループ内で資金を有効に活用してまいります。また、財務リスクを低減させる面からも「中期経営計画2027」を実現することで安全性の確保をはかってまいります。

第5【経理の状況】 1【連結財務諸表等】（連結貸借対照表関係）
※6 財務制限条項

当社は、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）残高のうち、融資契約に財務制限条項が付されております。主なものは次のとおりであります。

① 2026年3月期の末日及びそれ以降の各年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2,200億円以上かつ直前の事業年度における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の80%に相当する金額以上に維持すること。

② 2026年3月期の末日及びそれ以降の各年度の末日及び第2四半期の末日における連結損益計算書に記載される営業損益及び経常損益の両方又はいずれか一方を2期連続して損失としないこと。

③ 2026年3月期の末日及びそれ以降の各年度の末日及び第2四半期の末日におけるグロス・レバレッジ・レシオが、2期連続して各年度の末日及び第2四半期の末日毎に以下に記載の数値を上回らないこと。

2026年3月期：8.50、2026年9月期：8.00、2027年3月期：7.50、2027年9月期：7.25、2028年3月期：7.05、2028年9月期：6.85、2029年3月期：6.60、2029年9月期：6.40、2030年3月期：6.15、2030年9月期：5.90、2031年3月期：5.65、2031年9月期：5.40

また、当社の連結子会社であるパシフィックゴルフマネージメント(株)は、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）残高のうち、融資契約の一部に財務制限条項が付されております。契約ごとに条項は異なりますが、主なものは次のとおりであります。

① 各年度の末日におけるパシフィックゴルフマネージメント(株)を親会社としたPGMグループ（以下PGMグループ）連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、契約時の前年度の末日におけるPGMグループ連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の80%に相当する金額以上に維持すること。

② 各年度の末日におけるPGMグループ連結損益計算書に記載される営業損益及び経常損益の両方又はいずれか一方を損失としないこと。

③ 各年度の末日及び第2四半期の末日におけるPGMグループでのレバレッジ・レシオが、10.0を上回らないこと。

④ 各年度の末日及び第2四半期の末日におけるPGMグループでのデット・エクイティ・レシオが、3.0を上回らないこと。

⑤ 各年度の末日におけるPGMグループ連結貸借対照表に記載される現金及び預金の金額を50億円以上に維持すること。

(以下略)

好事例として着目したポイント

- 財務上の特約として財務制限条項が付されたシンジケートローン契約について、借入先などの契約の具体的な内容を開示し、契約の概要を説明。
- 経理の状況においても追加情報として財務制限条項の内容が具体的に注記されている。財務制限条項の詳細な内容については、当該経理の状況の記載を参照とし、繰り返しを避けて記載。
- 事業等のリスクでは、借入金に係る財務制限条項が設定されていること、その条項が財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性、さらにその対応策について簡潔に記載している。これらは、重要な契約等の記載と併せて確認することで、企業の状況を多面的に理解するうえで参考となる。

株式会社G－7ホールディングス（1/1）有価証券報告書（2025年3月期） P16,21

5【重要な契約等】※ 一部抜粋

(1) オートバックスフランチャイズチェーン契約

当社の連結子会社である株式会社G－7・オート・サービスは、株式会社オートバックスセブン（以下「FC本部」という。）とフランチャイズ契約を締結し、同社が運営するオートバックスチェーンのフランチャイジーとして、自動車用品等の小売業を行っております。

オートバックスチェーン・システムにおいては、オートバックスチェーン店舗の出店の都度、FC本部とフランチャイジーとの間でフランチャイズ契約（以下「オートバックスチェーン契約」という。）を締結する必要があります。この制度の下では、新規出店の都度FC本部に出店の承認を申請し、許諾を得る必要があります。このチェーン・システムにおいてはテリトリー制のような一定の商圈における出店の自由、またその独占の保証はなく、出店地域の制限はありません。FC本部に加盟申請がなされた場合、各店舗の開店申請地について、地域特性及び採算性等を勘案し、出店の是非を決定することとされております。

オートバックスチェーン契約の概要は、以下のとおりであります。

(a) 契約の主旨

オートバックスチェーンの加盟店は、契約に定められた店舗所在地において、「オートバックス〇〇店」等という店名を用いて自動車部品・用品及び関連する商品の販売及びサービスの提供を行います。FC本部は安定的に商品を供給するとともに、店舗運営に必要な事業システム及びノウハウを提供します。

(b) 契約期間

契約締結の日から5年間とし、双方のいずれかより期間満了の6ヵ月前までに文書により更新しない旨の意思表示が無い場合は、自動的に3年間継続更新されるものとし、その後も同様の方法で自動的に3年毎に継続更新されます。また、契約の期間中でも双方のいずれかより6ヵ月前の予告をすることにより、契約を自由に解除することが出来ます。

(c) 対価

契約締結時に際して、加盟店はFC本部に対して一定額を加盟金として支払うほか、一定額を加盟保証金として預託します。また、加盟店は売上高の一定比率をロイヤリティとして毎月FC本部に支払います。

(2) 業務スーパーフランチャイズ契約

当社の連結子会社である株式会社G－7スーパーマートは、2002年4月25日に株式会社神戸物産（以下「FC本部」という。）とフランチャイズ契約を締結し「業務スーパー」店舗を展開しております。

「業務スーパー」は主に一般消費者及び業者への食材等の小売業を行っております。

当該フランチャイズ契約に従って、FC本部が定めた店舗名称・商標・サービスマークを使用することが出来ます。消費者最優先の理念に基づき、適正な競争原理を排除しないため、契約店舗が存在する地域において、排他的かつ独立的営業をなす権利（テリトリー権）を付与されるものではありません。

(a) 契約の主旨

株式会社G－7スーパーマートは、当該フランチャイズ契約に基づいて、業務スーパーの新規開店、店舗の建設及び改装、販売商品及び資材の仕入、販売促進及びその他店舗運営に関する指導援助を受けます。また、業務スーパーの新規オープン前には、業務スーパー・システムの知識習得のための教育・研修を行います。開店後は、FC本部のスーパーバイザーが指導援助を行います。

(b) 契約期間

契約の締結日から成立し、契約終了日は、契約店舗の開店日から5年経過した日までとし、双方のいずれかより期間満了の3ヵ月前までに文書にて更新しない旨の通知が無く、「更新合意書」に双方合意のうえ、1年間更新されるものとし、以降の契約更新も同様であります。立地条件の変化等により契約店舗の継続が不可能となった場合等、事業を継続することが双方にとって不利益であると判断される場合は、有効期間であっても「解約合意書」を締結のうえ、本契約を解約することができます。

(c) 対価

契約締結に際して、契約店舗はFC本部に対して一定の保証金を預託する他、FC本部よりの仕入高の一定比率をロイヤリティとして支払います。

(以下略)

3【事業等のリスク】

(中略)

1. フランチャイズ契約について

当社グループは、車関連事業、業務スーパー事業、精肉事業及びその他事業を営んでおります。車関連事業、業務スーパー事業におけるフランチャイズ本部との契約概要は、以下のとおりであります。

① 車関連事業

連結子会社株式会社G－7・オート・サービスは、株式会社オートバックスセブン（以下「FC本部」という）とオートバックスフランチャイズチェーン契約を締結し、同社が運営するフランチャイズチェーンのフランチャイジーとして、自動車用品・部品の小売販売を行っております。当該契約における新規出店の取り扱いについては、出店地域の制限は無いものの、新規出店する場合FC本部に出店の承認を申請しFC本部が地域特性及び採算性等を勘案し、出店の是非を決定することとされております。

(中略)

② 業務スーパー事業

連結子会社株式会社G－7スーパーマートは、株式会社神戸物産（以下「FC本部」という）とフランチャイズ契約を締結し、「業務スーパー」の店舗名で食品・雑貨の小売販売を行っております。当該契約における新規出店の取り扱いについては、消費者最優先の理念に基づき、競争原理を排除しないため、一部の地域において他社店舗との間に競合が生じる可能性があります。

(a) 契約の主旨

株式会社G－7スーパーマートは、当該フランチャイズ契約に基づいて、業務スーパーの新規開店、店舗の建設及び改装、販売商品及び資材の仕入、販売促進及びその他店舗運営に関する指導援助を受けます。また、業務スーパーの新規オープン前には、業務スーパー・システムの知識習得のための教育・研修を行います。開店後は、FC本部のスーパーバイザーが指導援助を行います。

(b) 契約期間

契約の締結日から成立し、契約終了日は、契約店舗の開店日から5年経過した日までとし、双方のいずれかより期間満了の3ヵ月前までに文書にて更新しない旨の通知が無く、「更新合意書」に双方合意のうえ、1年間更新されるものとし、以降の契約更新も同様であります。立地条件の変化等により契約店舗の継続が不可能となった場合等、事業を継続することが双方にとって不利益であると判断される場合は、有効期間であっても「解約合意書」を締結のうえ、本契約を解約することができます。

(c) 契約の解除

当該フランチャイズ契約については、契約の解除項目を規定しております。当該フランチャイズ契約の継続に支障を来す要因は、現時点では発生しておりません。また、当該要因が発生した場合は、事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(以下略)

好事例として着目したポイント

- 子会社が営む事業に関連するフランチャイズ契約について、その内容を具体的に開示している。当該契約については、事業等のリスクにおいても開示がなされており、重要な契約等の記載と併せて確認することで、企業の状況を多面的に理解するうえで参考となる。

5【重要な契約等】※ 一部抜粋

契約会社名	相手方当事者	国名	内容	契約年月日	契約期限
(中略)					
当社	㈱国際協力銀行 ㈱三菱UFJ銀行 ㈱三井住友銀行 Mizuho Bank Europe N.V. ㈱みずほ銀行 三井住友信託銀行㈱	日本 オランダ	ArcelorMittal Nippon Steel India Limited 鉄源 一貫能力増強投資に向けた AMNS Luxembourg Holding S.A. による資金借入に対す る債務保証	2023年 3 月 30日	主債務が 消滅する まで
当社 NIPPON STEEL NORTH AMERICA, INC.	United States Steel Corporation	米国	合併契約 ※ 2	2023年12月 18日	定めなし
当社	日鉄ステンレス㈱	日本	合併契約 ※ 3	2024年10月 11日	定めなし

(注) 上記「契約会社名」及び「相手方当事者」の欄には、開示上重要でない者については記載していない。

- ※ 1 (中略)
- ※ 2 詳細は「第 5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 36 後発事象」を参照。
- ※ 3 当社と日鉄ステンレス㈱の合併について
当社は、2025年 4 月 1 日を効力発生日として、当社の完全子会社である日鉄ステンレス㈱（以下「日鉄ステンレス」）を吸収合併すること（以下「本合併」）に関し、2024年10月11日開催の取締役会決議により決定し、合併契約を締結した。
本合併の概要は、以下のとおりである。

1. 本合併の目的
日鉄ステンレスは、当社の完全子会社としてステンレス鋼の製造・販売を行っているが、ステンレス鋼板事業に特化した事業規模を活かし、スピーディかつ効率的な組織・運営体制のもとで、営業・品質・コスト・商品開発等を強化するとともに、スリムで強靱な生産設備体制の構築を図るなど、ステンレス鋼板固有の事業環境に根差した課題への対処を実行し、安定した収益基盤を確立してきた。
一方で、今後の人口減少や自動車電動化等による国内需要の減少、アジア市場における過剰供給能力問題の長期化等、ステンレス鋼板事業を取り巻く環境も変化しているなか、従来にも増して高度化・多様化する経営課題に的確に対応していくために、今般、当社は日鉄ステンレスを吸収合併することとした。これにより、両社が有するリソースを最大限に活用し、ステンレス鋼板事業の強化とシナジー最大化を進め、一層の利益成長に取り組んでいく。

好事例として着目したポイント

- 開示を要すると判断した多数の契約について表形式を用いて簡潔に記載を行い、詳細な説明を要する契約については脚注に内容を記載することにより、各契約の複雑性や重要性に応じた工夫を行っている。
- 有報の他の箇所に記載がある契約については、当該箇所を明示して参照を行うなどの工夫もみられる（次ページ参照）。

2. 本合併の条件等
(1) 本合併の日程
取締役会決議日（両社） 2024年10月11日
合併契約書締結日 2024年10月11日
効力発生日 2025年 4 月 1 日
なお、本合併は、当社においては会社法第796条第 2 項に規定する簡易合併、日鉄ステンレスにおいては会社法第784条第 1 項に規定する略式合併に該当するため、両社いずれにおいても、合併契約承認のための株主総会は開催しない。
(2) 本合併の方式
当社を存続会社、日鉄ステンレスを消滅会社とする吸収合併方式とし、本合併と同時に、日鉄ステンレスは解散する。
(3) 本合併に係る割当ての内容
当社の完全子会社との合併であり、株式その他の金銭等の割当ては行わない。
(4) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠
当社の完全子会社との合併であり、株式その他の金銭等の割当ては行わないため、該当事項はない。
(5) 新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はない。

3. 本合併による引継資産・負債の状況（日鉄ステンレスの2025年 3 月31日現在における資産・負債の状況）

資産	金額（百万円）	負債	金額（百万円）
流動資産	211, 805	流動負債	68, 160
固定資産	131, 561	固定負債	36, 218
資産合計	343, 366	負債合計	104, 378
		純資産合計	238, 988

4. 本合併後の会社の資本金・事業の内容等（2025年 3 月31日現在）

商号	日本製鉄株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
代表者の氏名	代表取締役社長 兼 COO 今井 正
資本金の額	569, 519百万円（2025年 3 月31日現在）
純資産の額	5, 903, 380百万円（連結ベース）
総資産の額	10, 942, 458百万円（連結ベース）
事業の内容	製鉄、エンジニアリング、ケミカル&マテリアル、システムソリューションの各事業

(以下略)

第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記

36 後発事象

(1) 重要な設備投資

(2) 取得による企業結合／当社米国子会社とUSスチールの合併及び特定子会社の異動

(3) 米国政府との国家安全保障協定の締結

当社及び当社米国子会社であるNippon Steel North America, Inc. とUnited States Steel Corporation（以下「USスチール」という。）（以下、総称して「両社」という。）は、2025年6月13日、米国政府との間で国家安全保障協定（以下「NSA」という。）を締結した。また、USスチールは米国政府へ黄金株1株を発行する。

NSAにおいて、米国政府と両社は、米国の国家安全保障を守るため、両社による以下のコミットメントを含む措置等に合意している。

- ・ 設備投資－日本製鉄は、2028年までにUSスチールに対し約110億米ドルを投資する。これには2028年以降に完了予定のグリーンフィールドのプロジェクトへの初期投資も含まれる。
- ・ 本店所在地－USスチールは、米国法人として存続し、本社をペンシルベニア州ピッツバーグに維持する。
- ・ 取締役会－USスチールの取締役の過半数は米国籍とする。
- ・ 経営陣－USスチールの経営陣の中核メンバー（CEOを含む）は米国籍とする。
- ・ 米国における生産－USスチールは、米国市場の鉄鋼需要に応えられるよう、米国内の製造拠点における鉄鋼生産・供給能力を維持する。
- ・ 自律的な通商措置－日本製鉄は、USスチールによる米国法に基づいた通商措置への妨害、禁止、干渉を行わない。

また、NSA及び黄金株の保有を通じて、米国政府は以下を含む一定の権利を有する。

- ・ USスチールの独立取締役1名の選任権
- ・ USスチールは以下の事項の実行に際して、大統領又はその指名する者の同意を必要とする
 - － NSAにおいてコミットされた設備投資の削減
 - － USスチールの会社名・本店所在地の変更
 - － USスチールの法人登記の米国外移転
 - － 生産・雇用の米国外移転
 - － 米国内の競合事業の重要な買収
 - － 米国既存製造拠点の閉鎖・休止、通商、労働、米国外からの調達に関する一定事項 等

この仕組みにより、米国の国家安全保障を守りながら、日本製鉄のUSスチールにおける経営の自由度及び採算性を確保することが可能となる。

（以下略）

好事例として着目したポイント

- 重要な契約等において開示した契約のほか、期末日後に締結した関連する米国政府との契約について経理の状況の後発事象注記において開示を行っており、そこでは黄金株などのガバナンス上の合意について記載。なお、当該契約は翌期の半期報告書における重要な契約等にて開示。

半期報告書（2025年9月期）

第一部 【企業情報】 第2 【事業の状況】 3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに決定又は締結した重要な契約等は、以下のとおりです。

契約会社名	相手方当事者	国名	内容	契約年月日	契約期限
当社 NIPPON STEEL NORTH AMERICA, INC. United States Steel Corporation	米国政府	米国	国家安全保障協定*	2025年6月13日	定めなし

* 米国政府との国家安全保障協定の締結について

当社及び当社米国子会社であるNippon Steel North America, Inc. とUnited States Steel Corporation（以下「USスチール」という。）（以下、総称して「両社」という。）は、2025年6月13日、米国政府との間で国家安全保障協定（以下「NSA」という。）を締結した。また、USスチールは米国政府へ黄金株1株を発行した。

NSAにおいて、米国政府と両社は、米国の国家安全保障を守るため、両社による以下のコミットメントを含む措置等に合意している。

- ・ 設備投資－日本製鉄は、2028年までにUSスチールに対し約110億米ドルを投資する。これには2028年以降に完了予定のグリーンフィールドのプロジェクトへの初期投資も含まれる。
- ・ 本店所在地－USスチールは、米国法人として存続し、本社をペンシルベニア州ピッツバーグに維持する。
- ・ 取締役会－USスチールの取締役の過半数は米国籍とする。
- ・ 経営陣－USスチールの経営陣の中核メンバー（CEOを含む）は米国籍とする。
- ・ 米国における生産－USスチールは、米国市場の鉄鋼需要に応えられるよう、米国内の製造拠点における鉄鋼生産・供給能力を維持する。
- ・ 自律的な通商措置－日本製鉄は、USスチールによる米国法に基づいた通商措置への妨害、禁止、干渉を行わない。

また、NSA及び黄金株の保有を通じて、米国政府は以下を含む一定の権利を有する。

- ・ USスチールの独立取締役1名の選任権
- ・ USスチールは以下の事項の実行に際して、大統領又はその指名する者の同意を必要とする
 - － NSAにおいてコミットされた設備投資の削減
 - － USスチールの会社名・本店所在地の変更
 - － USスチールの法人登記の米国外移転
 - － 生産・雇用の米国外移転
 - － 米国内の競合事業の重要な買収
 - － 米国既存製造拠点の閉鎖・休止、通商、労働、米国外からの調達に関する一定事項 等

この仕組みにより、米国の国家安全保障を守りながら、日本製鉄のUSスチールにおける経営の自由度及び採算性を確保することが可能となる。

（以下略）

※ 本好事例集の公表をもって、各企業の有価証券報告書の開示内容に誤りが含まれていないこと（サステナビリティ開示基準への準拠性を含む）を保証するものではありません。